

墨田区公契約条例（案）概要

1 制定理由

公契約を通じた区内企業の成長及び公契約業務に従事する者の労働環境の確保等を図り、区民福祉の向上及び地域社会の持続的な活性化に寄与するため、新たに条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 目的

この条例は、公契約について基本理念を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、優れた人材を確保することができる環境の整備を図り、公契約に係る施策の基本方針を定めることにより、これに基づく公契約に関する施策を推進し、もって区民福祉の向上及び地域社会の持続的な活性化に寄与することを目的とする。

(2) 定義

公契約とは、区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

(3) 適用範囲

公契約のうち、(4)から(6)までの規定が適用される契約は次に掲げるものとする。ただし、受注者が国、地方公共団体その他区長が定める者である場合を除く。

ア 工事又は製造の請負契約で、その予定価格が1億円以上のもの

イ 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が2,000万円以上のもので、墨田区規則で定めるもの

ウ 指定管理協定

(4) 労働報酬下限額の決定等

ア 公契約の受注者等は労働者等に区長が定める額（以下「労働報酬下限額」）以上の労働報酬を支払わなければならない。

イ 区長は、労働報酬下限額を定めるときは、墨田区公契約審議会の意見を聴かなければならない。

(5) 受注者からの報告

区長は、公契約の履行に当たり、受注者に対してチェックシートによりこの条例、労働基準法、労働安全衛生法その他の関係法令を遵守していること等を確認するものとする。

(6) 労働者等の申出

労働者等は、報酬の支給日に労働報酬が支払われないとき、又は支払われた労働報酬

が労働報酬下限額を下回るときは、区等にその事実を申し出ることができる。

(7) 墨田区公契約審議会の設置

労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項を調査審議するために、墨田区公契約審議会を設置する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日。ただし、労働報酬下限額の決定等及び墨田区公契約審議会の設置については本年10月1日

(2) 経過措置

令和6年4月1日前において締結されている公契約（指定管理協定においては同日前に公募（公募によらない場合は申請に必要な事項を通知）し、締結した指定管理協定）については、この条例の規定は適用しない。